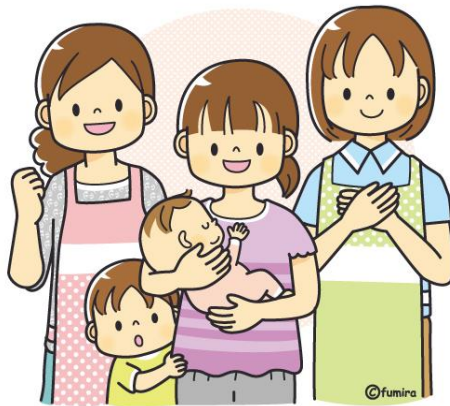


# 院内保育所で働く 皆さんへ

「院内保育所があるから働き続けられる」その声に応え、日々子どもの成長と発達を見守る皆さん。ぜひ、私たち全医労の仲間になって、保育所職員もイキイキと働き続けられる職場を一緒に作っていきませんか！



全日本国立医療労働組合

全医労

支部

## 賃金・労働条件を改善

賃金や休暇など諸権利、労働条件は働き続けるために大切なこと。

全医労と会社（ピジョン）は、対等な立場で団体交渉を行い、賃金・労働条件を取り決めています。

## 全医労に加入すると特典が！

困ったら全医労に何でも相談を。賃金、手当、休みなど働き続けるために必要なことは全医労が相談にのります。

また、組合員だけが安い掛金で入れる医労連共済（入院・火災等）があります。

# あなたも全医労へ♪

## 全医労は「労働組合」です。

労働組合とは、一人では立場の弱い労働者が集まり、助け合って、働く環境をよくしようとする団体です。



## 楽しいレクリエーションも

各支部では「お食事会」「ボーリング大会」「イチゴ狩り」など、美味しくて、楽しいイベントを色々行っています。全国の仲間に出会えるチャンスもありますよ！

## いい保育がしたい

院内保育所の利点は、病院内にあることで父母が安心して働くことができることです。母乳育児や子どもの急な病気にも対応でき、育児相談もできる環境にあります。

保育所職員と保護者、全医労でつくる三者委員会で、子どもを守り育てるためのルール作りを話し合います。全医労主催の保育所会議で交流や話し合いもできます。

よい保育の充実のために一緒に手を取り合っていきましょう。



# 院内保育所の職員の賃金・労働条件

## ① 賃金・手当

- 給与規定に基づいて支給されます。前月 16 日～当月 15 日までの期間分が 25 日に支給されます。
- 給与体系について
  - \* 給与 … **基準内給与**…**基本給**…基本給、退職金  
**基準外手当**…園長手当、扶養手当、資格手当、調整手当
  - 基準外給与**…**基準外手当**…時間外手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、通勤手当、寒冷地手当、駐車場代補助
- \* 賞与 … 年 2 回 夏季 6 月 1ヵ月分、冬季 12 月 1.1 ヵ月分  
算定に満たない職員には 寸志 8,000 円 等
- \* 退職慰労金 … 定年到達月に契約社員の雇用身分を有し、当該年度内に勤続年数が満 10 年を迎える者に対し 10 万円を支給

**契約社員、パート・アルバイト社員の基本給と時給の引き上げ、諸手当、休暇制度などは、全医労との団体交渉で決まります。**

## ② 勤務時間・休暇等

- 勤務時間 休憩時間を除き 1 日 8 時間
- 休憩時間 45 分
- 休日 1 年の休日は 125 日
- 休暇 年次休暇、慶弔休暇、生理休暇、産前・産後休暇、妊産婦の通院休暇、介護休暇、子の看護休暇など



## 院内保育所で働く職員の皆さんへ

全医労は全国の国立病院機構の病院、ハンセン病療養所、ナショナルセンターで働く看護師をはじめ、あらゆる職種の職員が安全・安心の医療と看護、働きやすい職場をめざして運動をしている労働組合です。

院内保育所は 1954 年に全医労の運動で現・旭川医療センターに開園されて以降、保育所職員も全医労に加入し、独立行政法人への移行でピジョンに委託された後も、院内保育所の充実に向けた運動を進めてきています。

各地方協の保育所連絡会や本部は、皆さんの声を集め、ピジョン、機構本部と団体交渉を行い、皆さんの賃金・労働条件を少しずつ改善してきています。

さらなる要求前進のためには、保育所職員の一人ひとりの力が必要です。私たちが今後も安心して働き続けるために、また、病院で働く職員の皆さんが安心して子どもを預け働き続けられるように、院内保育所が引き続き発展していくためにも、ぜひ、皆さんの組合への加入をよろしくお願いします。

全医労は結成から67年。  
全国で2万1千人が  
加入しています。



全医労（全日本国立医療労働組合）は、1948年に結成され、全国ほとんどの国立病院に支部があり、看護師、医療従事者、事務、サービス部門など2万1千人の仲間が加入しています。

院内保育所は、国立病院機構（ピジョン）115園、ハンセン病療養所7園、ナショナルセンター2園で開園されており、保育所職員の半数以上が全医労に加入しています。保育所の組合員は病院単位の支部に所属します。

県ごとの地区協議会、8ブロックの地方協議会には女性部、青年部とともに保育所連絡会もあります。本部では、賃金・労働条件の基本となる団体交渉や各種会議を開催しています。

## 困ったときは「組合」へ！

**何でも相談** 顧問弁護士や全国組織のネットワークを活かして、よろず相談に応じます。困った時はまず組合へ！職場でのいろんな悩み・相談を電話やメールで寄せてください。（相談無料・秘密厳守）

**03-5940-8600** 平日 9～17 時まで受付



[kitty@zen-iro.or.jp](mailto:kitty@zen-iro.or.jp)

左のQRコードを読み込むとメールできます



**全日本国立医療労働組合**

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 1-48-3

TEL:03-5940-8600 FAX:03-5940-8601

E-mail:zeniro@zen-iro.or.jp

http://www.zen-iro.or.jp

2015年1月